

卞在昌(ビュン・ジェーチャン)関係民事裁判控訴審(第1, 第2, 第3事件) 一覧表

東京高等裁判所第1民事部 (石井忠雄裁判長)

控訴審事件番号および件名	原審(第1審)事件番号	原審(第1審)事案の概要	原審(第1審)判決	控訴人	被控訴人	控訴審(第2審)判決
平成26年(ネ)第6563号 損害賠償等請求事件 略称: ①「ビュン」: 卞在昌(ビュン・ジェーチャン) ②「教団」: 宗教法人・小牧者訓練会(国際福音キリスト教会)	第1事件 (セクハラ裁判) 平成21年(ワ)第XXXXX号 原審提訴:2009年7月29日	被告ビュン(主任牧師)が、被告教団における地位を悪用して、指導を受ける立場であった原告(女性)A, B, C, Dにセクハラ行為を繰り返したことにより、原告A, B, C, Dが被告ビュンおよび被告教団に対して合計4620万円の損害賠償を請求した事案である。	セクハラ被害者A, B, C, Dについて330万円から440万円(合計1540万円)の連帯賠償責任を被告ビュン個人と被告教団に認める。判決の仮執行を認める。	①ビュン ②教団	A, B, C, D	控訴棄却
	第2事件 (パワハラ裁判) 平成21年(ワ)第XXXXX号 原審提訴:2009年12月15日	原告E(男性)の上司であった被告姜大日(カン・デイル)(牧師)が原告Eにパワハラ行為をし、原告Eが精神疾患を生じて安静が必要な状態であることを知りながら被告ビュン(主任牧師)も原告Eにパワハラ行為をし、その症状を極限的に悪化させたため、被告ビュン、被告カン、被告教団らに2000万円の損害賠償を請求した事案である。	原告Eの請求を棄却	E	①ビュン ②カン ③教団	控訴棄却
	第3事件 (名誉毀損裁判) 平成23年(ワ)第XXXXX号 原審提訴:2011年5月30日	ビュンおよび教団が、第1および第2事件記載の原告らの被害主張は全て虚偽であり、これらの公開等によって名誉を毀損されたとして、原告A, B, C, D, Eおよびその支援者ら(坂本兵部、加藤光一、毛利陽子、小笠原孝)に対し、ビュンと教団に各5000万円(合計1億円)の損害賠償の支払と主要新聞紙上への謝罪広告掲載を請求した事案である。	ビュンおよび教団の請求を棄却	①ビュン ②教団	A, B, C, D, E(以上、第1および第2事件原告); 坂本兵部、加藤光一、毛利陽子、小笠原孝(以上、支援者ら)の合計9名	控訴棄却

坂本兵部: 東京サラン教会牧師(現「葦のかご教会」牧師)、 加藤光一: モルデカイの会代表、 毛利陽子: FOE (Faith of Esther)代表、 小笠原孝: 練馬グレースチャペル牧師

第1事件原告、第2事件原告、第3事件被告ら訴訟代理人弁護士: 湊信明(湊総合法律事務所)、齋藤大(ist総合法律事務所)、沖陽介(湊総合法律事務所)